

Title	律令良賤制下の奴婢の存在形態：大宅朝臣可是麻呂の貢進 奴婢を中心に
Author	小倉, 道子
Citation	市大日本史. 14 卷, p.59-88.
Issue Date	2011-05
ISSN	1348-4508
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学日本史学会
Description	

Placed on: Osaka City University

律令良賤制下の奴婢の存在形態

—大宅朝臣可是麻呂の貢進奴婢を中心に—

小倉道子

はじめに

律令良賤制における「賤」とは、陵戸・官戸・公奴婢という「公」に隸従する身分と、家人・私奴婢という「私」に隸従する身分の総称であり、「良」とは区別された身分である。これらの「賤」がどのようにに管理・支配されていたかを考えることを通じて、律令国家の良賤の身分支配の実態を考えていきたい。

「良」と「賤」はどれほど厳密に区別された存在だったのか。その境界はどのように定められ、身分区分が変わることはどの程度可能だったのか。また、「賤」はどのように支配・管理されていたのか。

八世紀、「賤」への厳しい管理がなされる一方で、すでに律令良賤制は動揺を見せていたという^①ことは、多くの研究者によって指摘されている。それが事実であるとすれば、その動揺は、何が原因で、どのような形であらわれていたのか。この論文では、そういった律令良賤制度の実態を考えていきたい。

ここで、律令良賤制度の全体像を確認しておきたい。

良賤法の始まりは『日本書紀』大化元年（六四五）八月条にみえる男女の法と考えられる。

又男女之法者、良男良女共所^レ生子、配^二其父^一。若良男、娶^レ婢所^レ生子、配^二其母^一。若寺家仕丁之子者、如^二良人法^一。若別入^二奴婢^一者、如^二奴婢法^一。今剋見^三人為^二制之始^一。

この法は、良と奴婢との間に生まれた子供の配属を示したものであり、良の男女から生まれた子供はその父に、良の男と婢の間に生まれた子供はその母に、良の女が奴に嫁いで生まれた子供はその父に、奴婢の間に生まれた子供はその母に配属するように規定されている。この法から、この頃には良と奴婢との通婚は禁止されていないこと、賤民という区分はまだ完成しておらず、良と奴婢の区別のみがあったことが窺える。

この後、品部・部曲の廃止が定められ、徐々に豪族の私有民は解放されていく。そのなかで、一部の隸従民が奴婢として残り、国家的制

度としての賤民に位置付けられていくのである。六七〇年には庚午年籍が作られるが、奴婢等の身分がこの戸籍に明記されていたことを示す史料はなく、良賤の区分が定められていたかは疑問である。

六七六年二月、「甲子年諸氏被レ給部曲者、自レ今以後、皆除之。」と部曲の廃止が命じられたのを最後に、同内容の命令はないことから、この法を以て、奴婢を除く私有民の解放が完了したと考えられる。奴婢を除く人民は皆、公民となり、公民—奴婢という身分構成が成立したのである。その後六九〇年に作られた庚寅年籍では、奴婢の所有関係も明記されたと考えられる。

最終的な律令良賤制度の確立は、七〇一年の大宝律令によってなされる。戸令の当色為婚條では「凡陵戸、官戸、家人、公私奴婢、皆当色為レ婚。」と定められており、陵戸・官戸・家人・公・私奴婢の五色に分けられた賤身分の結婚が、当色間のみに制限されたことがわかる。これによって賤民の身分を世襲させる制度が成立したのである。

また、田令の官戸奴婢條では、官戸は良と同等の口分田が与えられ、家人・私奴婢は良民の口分田の三分の一の口分田が与えられていることがわかる。さらに、戸令の戸主條から、家人と奴婢は無税であることがわかる。このようにして、良民と賤民を明確に区別した法律が成立したのである。

こうして始まった律令良賤制だが、良賤間の子供は生まれ続けたらしく、課口の減少を憂えた政府は、七八九年、良賤間の子供は全員良民とし、課役を負わせることを定める。このことは『続日本紀』延暦

八年五月条に記されており、この法を境に律令良賤制は衰退に向かい、最終的には九〇七年の延喜格によって奴婢が廃止される。つまり、良賤制度は八世紀を主として展開した制度なのである。

さて、以上のように良賤制度の成立から衰退の過程を確認したが、その実態はどのようなものだったのだろうか。良賤を区別する制度の厳密性を検討していきたい。

また、良の賤に対する意識上の差別も注目すべき点である。制度上の区別だけでなく、人々の意識のなかで、良賤はどのように区別されていたのか。そういった、賤民に対する意識は、どのように管理制度に影響を与えていたのだろうか。

律令良賤制度の実態を考えるにおいて、有力な手掛かりとなるのが、八世紀の東大寺の奴婢関連文書である。まとまった量の史料が数多くあり、また、東大寺奴婢は国家の支配を強く受けていると考えられるため、律令国家の奴婢支配の実態を考えやすいためである。そこで、この論文では、賤民のなかでも八世紀の東大寺奴婢に絞って、その支配の実態を考えていきたいと思う。

八世紀の奴婢は、制度・意識において、どの程度厳密に良民と区別されていたのかを考えることがこの論文の目的である。

一 東大寺奴婢の構成と性格

ここで、東大寺奴婢とはどういうものであったかみておきたい。

天平神護三年（七六七）七月十六日の「奴婢帳目録」（『大日本古文

書』家わけ十八 東大寺文書 東南院文書之三 八二一八三頁、以下、東南院三と略す)には、東大寺奴婢の構成が記されている。なお、史料上の

(i) (iv) の注記は筆者によるものである。

神護三年七月十六日見度

(i) 官奴司解文一卷无印 所注奴婢二百人奴一百人 婢一百人

(ii) 従国々進上奴婢等帳一卷四条並印踏、

一条 美濃国司解文 所注奴婢六人奴三口 婢三口

一条 近江国司解文 所注奴婢五人奴四口 婢一口

一条 丹後国司解文 所注奴婢四人奴二口 婢二口

一条 但馬国司解文 所注奴婢五人奴三口 婢二口

(iii) 寺家買取奴婢帳一卷十二条並印踏、

八条 左京職立券文 所注奴婢廿四人奴十口 婢十四口

一条 右京職立券文 所注婢一人

一条 河内国若江郡「立券」文 所注婢一人

一条 近江国坂田郡「立券」文 所注婢二人

一条 河内石川郡「立券」文 所注婢一人

又一条无印 同郡同戸奴一人売手実

(iv) 大宅朝臣加是麻呂進奴婢帳一卷无印

所注奴婢六十一人奴卅六口 婢廿五口

先三綱

上座

都維那

目代「勝行」

寺主

少寺主「開崇」

目代

この史料により、東大寺奴婢は、(i) 官納奴婢・(ii) 諸国進上奴婢・(iii) 寺家買取奴婢・(iv) 大宅朝臣可是麻呂施入奴婢によって構成されていることがわかる。

(i) 官納奴婢とは、次に示した『続日本紀』天平勝宝元年十二月二十七日条に記されている奴婢のことであろう。

施二東大寺封四千戸、奴百人、婢百人。又預レ造二東大寺一人、随レ勞叙レ位有レ差。

天平勝宝元年(七四九)、孝謙天皇は東大寺に封戸四千戸と奴婢それぞれ百人を施入し、東大寺奴婢はこれを中心に展開する。

また、(ii) 諸国進上奴婢

については、丹後国・美濃国・近江国・但馬国がそれぞれ、

聖武天皇もしくは孝謙天皇の勅、

または藤原朝臣仲麻呂の宣を

受けて、自国の奴婢を東大寺

に進上した記録が残っている。

さらに(iii) 寺家買取奴婢

の例としては、天平十九年十

二月二十二日「息長真人眞野

売婢売買券文」(東南院三一

八五―一八七頁)に、東大寺が

近江国坂田郡の息長真人眞野

表1 奴婢の人数比較

	天平神護3年(767年)		宝龜3年(772年)…史料N	
	奴婢の合計	305人	奴: 158人 婢: 147人	202人
(I) 官納奴婢	200人	奴: 100人 婢: 100人	158人	奴: 77人 婢: 81人
(II) 諸国施入奴婢	20人	奴: 12人 婢: 8人	3人	奴: 2人 婢: 1人
(III) 寺家買取奴婢	24人	奴: 10人 婢: 14人	23人	奴: 9人 婢: 14人
(IV) 大宅朝臣可是麻呂進上奴婢	61人	奴: 36人 婢: 25人	18人	奴: 9人 婢: 9人

売から二人の婢を買ったことが記録されている。

(iv) 大宅朝臣可是麻呂による東大寺への奴婢進上は、東大寺の奴婢の実態を考えるうえで非常に重要であると考えられる。これについては第二章で詳しく述べる。

このように東大寺奴婢の構成を確認したが、(i)官納奴婢・(ii)諸国進上奴婢の存在から、東大寺奴婢が政府の意向を受けて成立したものであることは間違いない。そして、政府の下に構成された組織であるなら、管理も比較的厳密に行われていたはずである。東大寺奴婢文書を読み進めるにおいて、このことを頭に入れておきたい。

なお、奴婢達が東大寺に進上された時期に注目したい。孝謙天皇が奴婢を施入したのは天平勝宝元年(七四九)、近江国による奴婢進上が天平十八年(七四六)、丹後国による奴婢進上が天平勝宝元年、美濃国・但馬国からの奴婢進上は天平勝宝二年(七五〇)である。

この時期、東大寺はまさに造立中であり、これらの奴婢は、東大寺造立作業に参加するべく集められた可能性がある。実際、『東大寺要録』巻第七 雑事章第十「東大寺職掌事」には、「良匠之器」とされて東大寺造立に関わる奴婢の姿が記されている。

以上のように、本章では、次章より東大寺奴婢文書を読み進めるための前提として、東大寺奴婢の概要を述べた。

東大寺奴婢は、政府の意向によって構成・使役されたものであるから、形式上は私奴婢であるが、実質は公奴婢に近い状態であり、より厳密に支配・管理されて暮らしていたと考えられる。だからこそ東大

寺奴婢に関する史料が数多く残されているのであろう。したがって、これらの史料は、八世紀の良賤制度の実態を考えるにおいて大きな手掛かりとなる。

次章からは、東大寺奴婢のなかでも、東大寺奴婢の構成において重要と考えられる大宅朝臣可是麻呂の進上奴婢に注目しようと思う。その在り方を見ていくことで、八世紀の奴婢の在り方を考えていきたい。

二 大宅朝臣可是麻呂の貢賤史料の検討

前章では、東大寺奴婢が(i)官納奴婢・(ii)諸国進上奴婢・(iii)寺家買取奴婢・(iv)大宅朝臣可是麻呂施入奴婢から成り立っていることを確認した。ここで注目したいのは、大宅朝臣可是麻呂という人物だ。大宅朝臣可是麻呂は六一人という多量の奴婢を東大寺に進上しているが、個人名での東大寺への貢賤の記録は彼以外にない。したがって大宅朝臣可是麻呂は、東大寺の奴婢所有において重要な人物であると考えられる。そこで、彼の貢賤について考えていきたいと思う。

大宅朝臣可是麻呂の貢賤に関連する史料は、次の十四通である。なお、これらの史料の内容をまとめた図1を作成した。史料と対比しながら確認していただきたい。

A 天平十三(七四二)年閏三月七日「右京職移」(東南院三 一五三頁)

右京職移 大養徳国司

奴足人 年卅六

男 掠人 年十

男 黒人 年四

男 大名麻呂 年十一

女 久理夜女 年六

右、得^二刑部省去天平十二年九月一日移^一候、檢^二案内^一、故從五位下大宅

朝臣広麻呂、上件人足等依^二己賤^一訴、去養老七年五月八日判給已訖、除籍

附^二大養徳国添上郡志茂郷少初位下大宅朝臣質是麻呂戸^一者、職依^二移旨^一、

除籍帳訖、以^レ状故移、

天平十三年閏三月七日從七位上行大鳳勲十二等鳥取連御扶

亮外從五位下勲十二等大伴宿祿

B 天平十三年六月廿六日「山背国司移」(東南院三 一四九—一五二頁)

C 天平十五(七四三)年九月一日「撰津職移」(東南院三 一五四—一五六頁)

史料B Cは、本文を省略した。

D 天平十五年九月二日「撰津職符」(東南院三 一八四—一八五頁)

職符 嶋上郡司

合奴婢十一^(一)人 奴伊賀臣大麻呂 前除籍、男輕部弓張

弟古磨死 孫女輕部廣売死 同戸荒木臣稲売

右四人、野身里戸主輕部造弓張戸所貫、

婢弓女^(一名形見婢 前除籍) 女船木刀自売死 男辛矢田部法万呂死

次大国逃 次積波美逃 次衣屋売 次姉売

法万呂女飯刀自女 以上七人同里辛矢田部戸口弓張戸口所貫

以前奴婢等、籍帳已除、付^二大宅朝臣加是麻呂之戸口^一已訖、郡宜承知、今

見所有 奴婢者、召^二对賤主^一、給^二之加是万呂^一、符^二到奉行^一、

少進引田朝臣^(白墨)「真立」

天平十五年九月二日

以上の史料のうち、A B Cは、右京・山背国・撰津職がそれぞれ、

「故從五位下大宅朝臣広麻呂がかつて自らの賤だと訴え、養老七年に

除籍の判決が下った奴婢達とその子孫」を除籍し、少初位下大宅朝臣

加是麻呂(広麻呂の血縁者・遺産相続人であろう)の戸に付ける作業が完

了したことを、加是麻呂の本貫地である大養徳国に知らせている文書

である。ここであげられている奴婢達の名は、図1の甲欄に記載した。

また、史料Dは、撰津職が嶋上郡司に下した符で、除籍が完了した

奴婢達を可是麻呂に与えるように命じたものである。史料A B Cが出

された際に、それぞれの国や職でDと同内容の符が諸郡司に下された

と考えられる。

E 天平勝宝元(七四九)年十一月三日「大宅朝臣可是麻呂賈賤解案」

(東南院三 一四二—一四三頁)

この史料は、史料Fの始め四行分の内容だけを記したものである。

ここでは史料Fのみ本文を示す。

された奴婢達
天平勝宝2年(750年)

「大宅朝臣可是麻呂真賤文書案」(史料G)	人足(20)	
	麻呂(68)・古麻呂(67) 多比女(89)・豊足(44) 小男(35)・八男足(31) 秋夜女(40)・刀自女(37) 手見(60)・三嶋女(58) 和伎毛女(33)	
	牛甘(36)・真甘(26) 千吉(32)・真吉(28) 真枝足女(28) 安麻呂(66)・奈為女(38) 香留女(25)・小君(51)	布佐麻呂(4)
	酒麻呂(33)・ (乙?)麻呂(32)	
	与止麻呂(32)・ ◆葦原(21)	
	足人(44)・棕人(18) 黒人(12)・大名麻呂(11) 久理夜女(14)	★辛刀自女(35) ★加良間売(35) ★狛刀自女(33) ★黒刀自女(21) ★鎰取(8)
	弓服(55)・廣女(18) 稲女(13)	大麻呂(91)
	法麻呂(52)・(大國(61)) (根波美(48))・ 衣屋女(71)・姉女(60) 飯刀自女(42)	★国勝(14) ★若麻呂(14) ★足嶋(10) ★猪麻呂(9) ★廣嶋(19)
		飯村(18)・大倉(24)・ 宮麻呂(36)・宇氣麻 呂(14)・安麻呂(94)・ 飯持女(22)・刀美女 (70)・麻刀自女(60)・ 満女(7)・★古刀自 女(12)

史料ABCに記録された敗訴奴婢で、史料Fでも史料Gでも進上された奴婢(39人)

史料Fで初めて登場し、史料Gでも進上された奴婢達(10人)

史料Gで初めて登場した奴婢達(12人)

★が付いている奴婢は、史料Gで敗訴奴婢との血縁関係が示された奴婢達(11人)

丙
東大寺に見来した奴婢達
750~756年

史料H	豊足(45) — 須手女(7)
	真枝足女(28) — 安居麻呂(6) 持女(9) 多比女(2)
	千吉(30)

史料I	刀自女(40) — 倉人(17) 大奈麻呂(13) 浄万呂(6) 美奈刀自女(3)
	奈為女(40) — (ふさ?)万呂(4) 三嶋女(70)

史料J	刀自女(40) — 千繩女(3)
-----	------------------

史料K	飯刀自女(45) — 麻呂(11) 常石麻呂(7) 寺麻呂(4)
-----	--

史料M ◆	黒刀自女(42) — 黒君(3) 浄水(18)
----------	----------------------------

※黒君:757年死亡

丁
東大寺に居る奴婢達
宝亀3年(772年)

史料N	捨女(30) — 吉成(4)
	真枝足女(49) — 阿古麻呂(18) 綱麻呂(7) 持女(36) 真綱女(16) 綱女(24) 奴職主(2) (安居麻呂(28))

史料N	稲刀自女(24) — 稲足(1)
	奈為女(64) — 総万呂(26)

史料N	刀自女(62) — 昨麻呂(21)
-----	-------------------

史料N	(常石麻呂(7))
-----	-----------

史料N	黒刀自女(57)
-----	----------

※安居麻呂・常石麻呂は逃亡

◆史料Mの黒刀自女・黒君を捉えたのは奴葦原。

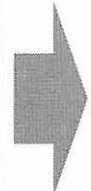
(史料Iで名を挙げられている奴婢達
須手女は書かれていない)

東大寺が進上奴婢達を捉え始める

甲
可是麻呂の戸に付けられた敗訴奴婢達

乙
東大寺に進上
天平勝宝元年(749年)

天平13年(741年)	〔山背国司移〕(史料B)	【綴喜郡甲作里戸主葉国加豆良郡人麻呂戸口】 飯虫女(36)・伊蘇女(35)
		【綴喜郡山本里戸主錦部田祿戸口】 人足(20)
		【久世郡那紀里戸主水尾真熊戸口】 麻呂(60)・古麻呂(59)・ 多比女(81)・豊足(36)・小男(27)・ 八男足(23)・秋夜女(32)・ 刀自女(29)・手見(52)・ 三嶋女(58)・和伎毛女(25)
		【紀伊郡邑薩里戸主輕部牛甘戸口】 牛甘(38)・真甘(16)・千吉(24)・ 真吉(20)・真枝足女(20)・ 安麻呂(57)・奈為女(20)・ 香留女(17)・小君(43)
		【紀伊郡邑薩里戸主茨田連族小量戸口】 酒麻呂(25)・(乙?)麻呂(24)
		【乙訓郡山崎里戸主間人造兼人戸口】 与止麻呂(24)・◆叡原(13)
(史料A)	〔右京職移〕	【還附彼部添上郡師毛里戸主少初位下大宅朝臣加是麻呂戸】 雲足(6)
		足人(36)・椋人(10)・ 黑人(4)・大名麻呂(11)・ 久理夜女(6)
天平15年(743年)	〔摂津職移〕(史料C・D)	【部内嶋上郡野身郷戸主輕部造弓張戸口】 伊賀臣大麻呂(91)・ 輕部造弓張(49)・廣女(18)・ 古麻呂(27)・稲女(13)
		【部内嶋上郡野身郷戸主辛田部君弓張之戸口】 枳弓女・船木刀自女(37)・ 法麻呂(52)・(大国(55))・ (枳波美(42))・衣屋女(65)・ 姉女(54)・飯刀自女(36)



※「前除籍」である、伊賀臣大麻呂・枳弓女が削除される。

(史料E)	〔大宅朝臣可是麻呂貢賤解案〕(史料E)	【綴喜郡甲作里戸主葉国加豆良郡人麻呂戸口】 飯虫女(36)・伊蘇女(35)	
		【綴喜郡山本里戸主錦部田祿戸口】 人足(20)	
		【久世郡那紀里戸主水尾真熊戸口】 麻呂(68)・古麻呂(67)・ 多比女(89)・豊足(44)・小男(35)・ 八男足(31)・秋夜女(40)・ 刀自女(37)・手見(60)・ 三嶋女(58)・和伎毛女(33)	
		【紀伊郡邑薩里戸主輕部牛甘戸口】 牛甘(46)・真甘(24)・千吉(32)・ 真吉(28)・真枝足女(28)・ 安麻呂(65)・奈為女(38)・ 香留女(25)・小君(51)	由多氣(37)
		【紀伊郡邑薩里戸主茨田連族小量戸口】 酒麻呂(33)・(乙?)麻呂(32)	
		【乙訓郡山崎里戸主間人造兼人戸口】 与止麻呂(32)・◆叡原(21)	豊土(11)・白刀自亮(18)・ 古刀自亮(18)・千繼亮(11)
(史料F)	〔右京四條西坊郷足人戸口〕	足人(44)・椋人(18)・ 黑人(12)・大名麻呂(11)・ 久理夜女(14)	☆辛刀自女(35)・☆加良閉亮(35)・ ☆狛刀自女(33)・☆黒刀自女(21)・ ☆益取(8)
		【部内嶋上郡野身郷戸主輕部造弓張戸口】 弓張(57)・廣女(35)・ 古麻呂(35)・稲女(21)	
(史料G)	〔部内嶋上郡野身郷戸主辛田部君弓張之戸口〕	刀自女(45)・法麻呂(60)・ (大国(63))・(枳波美(50))・ 衣屋女(73)・姉女(62)・ 飯刀自女(44)	
		【山背国紀伊郡大里郷戸主茨田連族智麻呂戸口】 ☆国勝(14)・☆若麻呂(14)・ ☆古刀自女(14)	
		【摂津国嶋上郡濃味里戸主辛田部君川内戸口】 ☆足嶋(10)・☆猪麻呂(9)・ ☆廣嶋(19)・☆古阿祿(15)	



※死亡奴婢である、飯虫女・伊蘇女・雲足・古麻呂・刀自女が削除される。

+

※由多氣・豊土・白刀自亮・古刀自亮・千繼亮・古刀自女・古阿祿が削除される。

史料ABCDにおいて注記アリ
伊賀臣大麻呂・枳弓女=「前除籍」
(大国・枳波美)=「逃」
飯虫女・伊蘇女・雲足・古麻呂・廣女・稲女・
船木刀自女・法麻呂=「死」

史料ABCに記録された敗訴奴婢で、史料Fで進上された奴婢達(44人)

史料Fで初めて登場した奴婢達(17人)

☆が付いている奴婢は、史料Fで「未除本籍」の記述がある者達(12人)

□で囲んだ名前は、史料Gでは削除されている名前である。12人削除されている。

図1 大宅可是麻呂の貢賤における奴婢の関係図

F 天平勝宝元(七四九)年十一月三日「大宅朝臣可是麻呂貢賤文書

〔案〕(東南院三一五七一—一六三頁)

散位寮散位大初位上大宅朝臣可是麻呂謹解 申貢賤事

合陸拾壹人

奴卅六人

婢廿五人

婢飯虫咩年卅四

婢伊蘇亮年卅三 已上二人、山背國綴喜郡甲作里戶主粟國加豆良郡人麻呂戶口

奴人足年廿八 一人、山背國綴喜郡山本里戶主錦部田祢戶口、

奴麻呂年六十八

奴古麻呂年六十七

婢多比亮年八十九

奴豐足年卅四

奴小男年卅五

奴八男足卅一

婢秋夜亮年卅

婢刀自亮年卅七

奴手見年六十

婢三嶋亮年五十八

婢和枝毛亮年卅三 已上十一人、山背國久西郡那紀里戶主水尾君真熊戶口

奴牛廿年卅六

奴由多氣年卅七

奴真廿年廿四

奴千吉年卅二

奴真吉年廿八

婢真枝足亮年廿八

奴安麻呂年六十五

婢奈為亮年卅八

婢香留亮年廿五

奴小君年五十一 已上十人、山背國紀伊郡邑薩里戶主輕部牛廿戶口

奴酒麻呂年卅三

奴乙麻呂年卅二 已上二人、山背國紀伊郡邑薩里戶主茨田連族小墨戶口

奴与止麻呂年卅二

奴藪原年廿一

奴豐土年十一

婢白刀自亮年十八

婢古刀自亮年十八

婢千繼亮年十一 已上六人、山背國乙訓郡山堵里戶主間人造東人戶口

奴雲足年十四 一人、山背國羽東里戶主長望坂本國麻呂戶口

奴足人年卅四

奴掠人年十八

奴黑人年十二

奴大名麻呂年十一

奴久理夜亮年十四 已上五人、右京四條四坊即足人戶口

奴弓張年五十七

奴古麻呂年卅五

婢廣禿年廿六

婢稻咩年廿一 已上四、〔八脱〕摂津国嶋上郡野身里戸主輕部造弓張戸口

婢刀自咩年卅五

奴法麻呂年六十

奴大国年六十三

奴积波美年五十

婢衣屋咩年七十三

婢飯刀自咩年卅四

婢姉咩年六十二 已上七人、同郷戸主辛矢田部君弓張戸口

右卅九人、大倭国添上郡大宅朝臣可是麻呂戸賤

奴国勝年十四

奴若麻呂年十四

婢古刀自禿年十四 已上三人、山背国紀伊郡大里郷戸主茨田連族智麻呂戸口

婢辛刀自禿年卅五

婢加良閑禿年卅三

婢狛刀自女年卅三

婢黒刀自禿年廿一 〔八脱〕「已上四人右京四條四坊戸主鞠智足人戸口」
〔八脱〕〔東部本擦消 東南院原本コノ八字ナシ〕

奴鑿取年八 已上五人、京四條四坊戸主鞠智足人戸口

奴足嶋年十

奴猪麻呂年九

奴廣嶋年十九

婢古阿祿年十五 已上四人、摂津国嶋上郡濃味里戸主辛矢田部君川内

右十二人、未除本籍、

以前、貢_二於東大寺_一賤等歴名如_レ件、謹以解、

天平勝宝元年十一月三日

G 天平勝宝二(七五〇)年五月十七日「散位寮散位大初位上大宅朝臣

可是麻呂謹解」(東南院三 一四三—一四九頁)

散位寮散位大初位上大宅朝臣可是麻呂謹解 申貢賤事

合陸拾老入

奴參拾捌人

卅二人 付可是麻呂之戸賤

六人 未除本籍、

婢貳拾參人

十八人 付可是麻呂之戸賤

五人 未除本籍

奴飯村年十八

奴大倉年廿四

奴宮麻呂年卅六

奴牛甘年卅六

奴安麻呂年九十四

奴大麻呂年九十一

奴人足年廿八

奴麻呂年六十八

奴古麻呂年六十八

奴豐足年卅四

奴八男足年卅一

奴小男年卅五

奴真甘年廿六

奴手見年六十

奴千吉年卅二

奴真吉年廿八

奴安麻呂年六十五人

奴布佐麻呂年四 奈為女子

奴小君年五十一

奴酒麻呂年卅三

奴乙麻呂年卅二

奴与止麻呂年卅二

奴葦原年廿一

奴宇氣麻呂年十四

奴足人年卅四

奴掠人年十八

奴黑人年十二

奴大名麻呂年十一

以天平勝宝二年九月五日求來、

以天平勝宝二年七月十三日自出來、

奴弓張年五十五

奴大國年六十一

奴枳波美年卅八

奴法麻呂年五十二

右卅二人、所買大倭國添上郡大宅朝臣可是麻呂戶賤

奴鑑取年八 足人之男、在右京四條四坊戶主鞠智足人戶口、以前天平十一年勘、

奴國勝年十四 刀美女之男

奴若麻呂年十四 刀美女之男、在山背國紀伊郡大里鄉戶主 茨田連族知麻呂戶口、以前養老五年勘

奴足嶋年十

奴猪麻呂年九

奴廣嶋年十九 〔上三〕 已 脫人死婢船木刀自女之男、在摂津國嶋上郡 濃味郷戶主辛矢田部君川内戶口、以前和元元年勘、

右六人、未除本土籍、

婢飯持女年廿二

婢刀美女年七十

婢麻刀自女年六十

婢秋夜女年卅

婢刀自女年卅七

婢多比女年八十九

婢三嶋女年五十八

婢和伎毛女年卅三

婢真枝足女年廿八

婢奈為女年卅八

以天平勝宝二年九月五日求來、

婢香留女年廿五

婢満女年七

婢久理夜女年十四

婢衣屋女年七十一

婢姉女年六十

婢飯刀自女年卅二

婢廣女年十八

婢稻女年十三

右十八人、所貫可是麻呂戸賤

婢辛刀自女年卅五

婢加良閑女年卅五

婢狛刀自女年卅三 已上三人婢三嶋女之女

婢黒刀自女年廿一 足人之女、已上四人在右京四條四坊奴戸主鞠智足人戸口、

婢古刀自女年十二

奴弓張之女、在摂津国嶋上郡渡味郷戸
主奴鞋部弓張戸口、以天平十二年勘

右五人、未除本土籍、

以前奴婢、於東大寺奉獻如前、以解、

天平勝宝二年五月十七日

以上の史料F Gは、大宅朝臣可是麻呂が東大寺に進上した六十一人の奴婢の名前を示した解文で、それぞれ天平勝宝元年・二年に書かれたものである。これらの内容は図1の乙欄で示した。なぜ同じような文書が二通書かれたのか、内容はどのように違うのか。このことにつ

いて考えることは、可是麻呂の進上奴婢の立場を考えるうえで非常に重要である。これら二通の関係については、後ほど詳しく述べる。

H 天平勝宝二年九月五日「大宅朝臣可是麻呂奴婢見來帳」(『大日本

古文書』編年文書 卷三 四五九—四六〇頁)

I 天平勝宝二年同月十四日「大宅朝臣可是麻呂奴婢見來帳」(東南院

三 一六五—一六六頁)

J 天平勝宝二年十月四日「大宅朝臣可是麻呂婢見來帳」(東南院三

一六六—一六七頁)

K 天平勝宝三(七五二)年三月三日「大宅朝臣可是麻呂奴婢見來帳」

(『大日本古文書』家わけ第十八 東大寺文書之七 五一—五二頁)

以上の四史料には、奴婢が東大寺に連れて来られた旨と、連れて来られた奴婢の名前が書かれている。本文の記載は省略した。天平勝宝二・三年の間に合計二十一人の奴婢が東大寺に見来したことがわかる。これらの奴婢の名前と血縁関係は図1の丙欄に示した。

L 天平勝宝三年三月十日「茨田久比麻呂解」(『大日本古文書』編年文書 卷三 四九一—四九二頁)

この史料は、茨田久比麻呂という人物が、史料H I Jで東大寺に捕えられたことが記録されている奴婢達の名前をあげ、自分たちは良身分であるという訴えを起こした解文である。大宅朝臣可是麻呂の進上

奴婢の立場を考えるうえで、この史料は非常に重要であると考えられるため、内容についてはこの章の第二節で詳しく触れたいと思う。

M 天平勝宝八(七五六) 歳十月廿六日「大宅朝臣可是麻呂奴婢見來帳」

(東大寺文書之七 五四―五五頁)

「大宅朝臣加是麻呂之賤」

婢黒刀自女

年冊二、
右耳羽黒子 左輔車黒子 順左下黒子

〔追筆〕 婢黒刀自女 年冊二、
「生益」 黒黒君 年三、
「印无」 「黒刀自女之子 以勝宝九歳、死去、」

右二人、以天平勝宝八歳十月廿六日出来、捉進上人奴蓼原、

奴浄水年十八 「黒刀自女之子」

右一人、在伊予国、

天平勝宝八歳十月廿六日少寺主「開崇」
(自署)

都維那「等貴」
(自署)

〔異筆〕等貴ノ筆ナリ、
「以前、黒刀自女申云、始右京職史生出雲豊麻□□□□□□呂之妻、為即

彼戸所買者、

次今、住糸井里家在私、」

〔異筆〕
「入本」

この史料は、黒刀自女とその子供である黒君・浄水が新たに東大寺に連行されたことが示された史料である。図1ではHとKと並んで丙欄に示した。これらの奴婢を東大寺へ連行したのが、可是麻呂によって東大寺に進上された奴である「蓼原」であることは、奴婢の職掌を

考える上で注目すべき点であろう。東大寺奴婢の仕事の中には、逃亡奴婢を連行してくることも含まれていたらしい。

N 宝亀三(七七二) 年十二月三十日「東大寺奴婢籍帳案」(東南院三

一三二―一三三頁)

以下の史料上の(i)と(iv)は筆者によるものである。

〔異筆〕
□□□□□□ 未勘奴婢一百五十三人」

東大寺三綱・可信牒上

申上宝亀三年奴婢籍帳事

合奴婢二百「二」人
(擦消ノ上下同シ) (擦消)

奴九十「七」人

婢一百「五」人

(i) 官納奴婢二百五十「八」人

奴七十「七」人

婢八十一人

(ii) 諸国買貢上奴婢三人

奴二人

婢一人

(iii) 寺家買奴婢廿「三」人

奴「九」人

婢十「四」人

(iv) 大宅朝臣可是麻呂貢上奴婢十「八」人

1に示したように、奴婢の合計は三〇五人から二〇二人になり、そのうち官納奴婢は二〇〇人から四十人以上も減少した一五八人になっているというように、奴婢の人数が随分減っている。また、「未勘奴婢一百五十三人」という添え書きがあることから、合計二〇二人の奴婢のうち、一五三人を除いた四九人しか実際には確認されていないらしく、この管理記録と実態が合致していない可能性が高いと思われる。ここに、東大寺における奴婢管理の曖昧さが現れている。

三 平田耿二説の問題点とその検討

以上のように史料内容を一通り確認した。これらの史料は、平田耿二氏・神野清一氏・山尾幸久氏等、様々な研究者によってその解釈が示されており、なかでも平田氏の研究は非常に詳しく、先行研究の代表と言える。まずは先行研究による解釈を確認したい。なお、史料の内容をまとめた図1に加えて、さらにその詳細を示すための表2・3・4および図2を作成した。先行研究を確認するうえで、適宜それらの表や史料との関連も示していく。

(1) 平田耿二氏による史料解釈

平田氏によると、大宅朝臣可是麻呂の貢賤の過程は、以下のように説明できるといふ。

(1) 大宅朝臣広麻呂は、相続した「戸賤」がすでに逃亡して山背・摂津の各国で良人として編貫されていることを突き止め、それらの人々

が「已賤」であることを認めて欲しいと刑部省に訴えた。和銅二年(七〇九)から四年頃の話である。その訴えに対して養老七年(七二三)に判決が下り、広麻呂の主張が認められた。その後、それらの敗訴奴婢が所属する山背・摂津・右京の三国は、刑部省の命を受けて、天平十三年(七四二)および十五年に、自国に所属する敗訴奴婢達を除籍した。除籍された奴婢達は、死亡した広麻呂の代わりに大養徳国の可是麻呂の戸に奴婢として附貫された(史料A B C D、図1甲欄)

(2) これらの敗訴奴婢は長く良人としての生活を送ってきたため、賤身分にされることは受け入れがたく、身柄の収容が始まると逃亡して姿をくらませた。

(3) 可是麻呂は、これらの戸賤を東大寺に貢進することを決意し、逃亡奴婢の処置も東大寺に一任した。その際、進上する六十一人の奴婢の名を記した解文を天平勝宝元年に東大寺に送ったが(F)、東大寺から書き直しを要求され、天平勝宝二年に再度書き直した解文を東大寺に送っている(G、図1乙欄)

(4) それを受けた東大寺は、それらの奴婢を捉え始める(史料H I J K M、図1丙欄)

(5) しかし全員を捉えることはできず、宝龜三年の奴婢帳では、生益を含む十八名の名前が記録されるのみである(史料N、図1丁欄)

以上、非常に簡略ではあるが、平田氏によって説明された可是麻呂の貢賤の過程をまとめた。さらに平田氏は、(3)における二通の解文F・Gについて詳細な説明をしておられる。その内容を私なりの解

表2 年齢の訂正

	奴婢名	年齢				訂正
		741年 (史料AB)	743年 (史料C)	749年 (史料F)	750年 (史料G)	
山背国	人足麻呂	20歳	+8歳	28歳	28歳	
	古麻呂	60歳		68歳	68歳	
	多比女	59歳		67歳	67歳	
右京職	81歳	89歳		89歳		
右京職	椋人	36歳		44歳	44歳	
	黒人	10歳		18歳	18歳	
	久理夜女	4歳		12歳	12歳	
摂津職	撰津職	6歳		14歳	14歳	
	弓張		49歳	57歳		
	衣屋女		65歳	73歳		
	姉女		54歳	62歳		
	飯刀自女		36歳	44歳		

七歳というように、Fの時点での年齢はABCの時点での年齢に八歳を足した年齢になっている。

ABは天平十三年(七四二)に書かれ、Fは天平勝宝元年(七四九)に書かれたものであるから、ABとFの関係においてはこの計算は正しいが、Cは天平十五年(七四三)に作成された文書であるから、Fの時点では六歳足されているのが正解であり、Fの年齢は誤りである。すなわち、FはABCの内容を見ながら機械的に八歳を足した文書であると考えられる。

積でまとめると以下の様である。

天平勝宝元年の解文Fには不備がある。一つ目は、年齢についてのミスである。表2に示した通り、史料ABと史料Fに登場する人物の年齢を比較すると、たとえば、奴足人はA三十六歳→F四十四歳、奴古麻呂はB五十九歳→F六十七歳、奴弓張はC四十九歳→F五十七歳である。

このようなFの作成の仕方を見ると、大養徳国に送られたAとCが、敗訴奴婢の所有を証明する公驗として可是麻呂に下給されていたと考えられる。

二つ目の不備は、BCで死亡したと記されている奴婢がFで進上されていることである。図1の甲欄下部および表3で示したように、BCでは飯虫女・伊蘇女・雲足・古麻呂・廣女・稲女・船木刀自女・法麻呂について、死亡したという注記がされている。しかしFの時点では、これらの死亡奴婢は全員削除されずに寄進されている。史料ABCからFの間に削除されている奴婢は、撰津国の奴伊賀大麻呂・婢枳豆咩の二人だけであり、この二人が除かれたのは、史料Dにおいて「前除籍」の注記があるからであろう。

表3 進上奴婢の削除関係

史料BCDにおいて注記のある奴婢達 (表2の甲欄下部)							
「前除籍」(史料D)		「死」(史料BC)				「逃」(史料C)	
大麻呂	枳豆女	飯虫女	雲足	廣女	刀自女	大 国	枳波美
		伊蘇女	古麻呂	稲女	法麻呂		
↓ 「前除籍」の2人を削除							
史料Fにおける進上奴婢達 (表2の乙欄左側)							
「前除籍」(史料D)		「死」(史料BC)				「逃」(史料C)	
(削除)	(削除)	飯虫女	雲足	廣女	刀自女	大 国	枳波美
		伊蘇女	古麻呂	稲女	法麻呂		
↓ 死亡奴婢(の一部)を削除							
史料Gにおける進上奴婢達 (表2の乙欄右側)							
「前除籍」(史料D)		「死」(史料BC)				「逃」(史料C)	
大麻呂	(削除)	(削除)	(削除)	廣女	(削除)	大 国	枳波美
		(削除)	(削除)	稲女	法麻呂		

*史料Gにおいても、まだ不備は残っている。

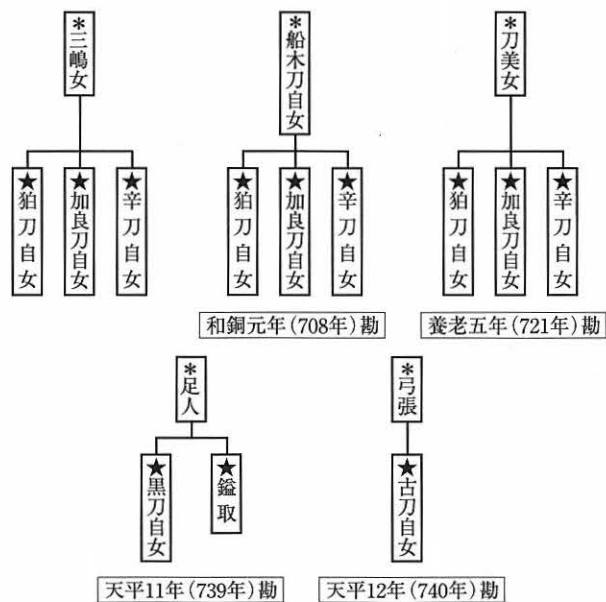
また、図1の乙欄の天平勝宝元年欄および表4で示したように、Fでは新たに由多気・豊土・白刀自売・古刀自売・千継売の五人が進上されており、さらに、図1において名前の前に☆をつけた、「未除本籍」の注記をされた一二人が今後の手続きを東大寺に委任する形で貢進されている。

こういったFに対して、Gの内容は次のようなものである。まず、表2に示したように、CF間の年齢の計算ミスが正されている。そして、図1の乙欄および表3に示したように、Fでは削除されていなかった死亡奴婢が削除されている。それに加えて古刀自女・古阿祢・由多気・豊土・白刀自売・古刀自売・千継売の七人が歴名から削除されている。

そして、これらの削除された奴婢の人数分、新たな奴婢が差し替えられて登場している。差し替えられて登場した十二人の歴名は図1の乙欄の天平勝宝二年欄最右部に示した。

さらにFで「未除本籍」の注記のあった十二人のうち、Gで削除された古刀自女・古阿祢を除く十人と、差し替えられてGで初登場した古刀自女の計十一人に関して、敗訴奴婢との血縁関係が示され、それらは「和銅元年勘」「養老五年勘」「天平十一年勘」「天平十二年勘」のうち、いずれの勘籍によって確認したのかという根拠が明記されている。

図1の乙欄の天平勝宝二年欄中央列において名前の前に★がついているのが、敗訴奴婢との血縁関係が示された奴婢である。各自の血縁関係とその根拠となる勘籍は図2に示した通りである。「勘籍」は刑



※…史料[ABC]に登場する敗訴奴婢 ★…史料[G]で東大寺に進上された奴婢

※刀自女・国勝・若麻呂に関しては、いずれも史料[FG]で初登場しており、[ABC]の敗訴奴婢との血縁関係は記されていない。

史料上の扱いから、おそらく敗訴奴婢と血縁関係であろうと考えられる。

図2 史料Gにおいて敗訴奴婢との血縁関係が示された奴婢達

部省に留める決まりであったから、これは、可是麻呂自身が刑部省に出向くなり文書で問い合わせるなりして調べたのであろう。

このように、Gは、不備のあったFを訂正し、死亡奴婢等を削除したことで減った人数を別の戸賤で差し替えて提出したものであると考えられる。

以上が、平田氏の解説を私なりに解釈してまとめた結果である。

(2) 平田説の検討

以上、平田氏の解釈を確認した。これらの説明には大筋においては

同意したいが、いくつかの疑問点・問題点があげられる。

まず、敗訴奴婢達は、大宅家から逃亡した奴婢であるとされているが、しかし、これほど大人数の奴婢がすっかり逃亡してしまうことが可能なのだろうか。広麻呂・可是麻呂と敗訴奴婢達の関係性に疑問が残る。

さらに、平田氏は、敗訴奴婢達は逃亡先で「良人として編貫されて」いたとされているが、この根拠は何であろうか。平田氏はその根拠として、摂津国の輕部造弓張と右京の鞠智足人、山背国の牛甘が戸主として編貫されていたことをあげておられる。戸主になれたということ
は良人だと認められていた、というのである。

しかし、家人も戸主になれるのである。これだけでは良人だったと断言はできない。また、彼らが良人として編貫されていたとしたら、賤が逃亡先で良として編貫されることが可能だったということになるが、それはどのように成し遂げられたのであろうか。

また、可是麻呂の東大寺への貢賤の目的も疑問である。東大寺に奴婢を進上することで東大寺または政府から何らかの見返りを得ようとしていたとも考えられるが、そういった行為が一般的ならば、可是麻呂以外にも数多くの人が東大寺への貢賤を行っているはずである。しかし、記録されているのは可是麻呂のみであり、やはり可是麻呂の行動は一般的ではないと考えられる。それならばなぜ可是麻呂による東大寺への貢賤が行われたのか。

さらに、平田氏による、F Gの關係に関する説明にも問題点がある。まず、FからGにおいて削除された由多氣・豊土・白刀自売・古刀自

売・千繼売・古刀自女・古阿祢の七人の奴婢がどういう立場の者であるのか述べられておらず、さらに削除された奴婢に代わって新たに登場した奴婢がどのような立場の者なのかという問題についてもまったく触れておられない。しかし、死亡等の理由で削除された奴婢達の代わりに新たに進上された奴婢達は一体何者なのか、という点について述べられていないのは大きな問題ではないか。F Gの關係については、もう少し詳しい解説が必要である。

以上のように平田氏の説に対する疑問・問題点があげられる。そこで、以下で各問題についての私見を述べる。

①史料F Gの關係 まず、F G間の進上奴婢の変化について、もう少し詳しい考察を示したいと思う。

Fの進上奴婢の大半はABCに示された敗訴奴婢であるが、Fで初めて出てくる奴婢はどのような立場の奴婢であろうか。図1の乙欄の天平勝宝元年欄および表4を見ていただきたい。まず、Fで初登場した奴婢十七人中十二人が「未除本籍」(図1では☆で示した)ということ
は、すなわち残りの五人である由多氣・豊土・白刀自売・古刀自売・千繼売はすでに除籍されているということである。

そしてこれらの五人は、図1の乙欄の天平勝宝元年欄に示したように、紀伊郡邑薩里戸主輕部牛甘戸口もしくは乙訓郡山崎里戸主人造東人戸口の者である。この二つの戸は、どちらもABCで示された敗訴奴婢が所属していた戸である。

この二つのことから考えると、これらの五人は敗訴奴婢の親族か何

表4 史料F Gの削除関係と人数関係の対比

史料Fにおいて進上された奴婢達 (表2の乙欄左側)				
史料ABCで記されている敗訴奴婢から「前除籍」の2人を削除した、計44人	史料Fで初めて登場する奴婢達 計17人			
	由多気	「未除本籍」の記述がある者・12人		
	豊土	国勝	若麻呂	古刀自女
	白刀自女	辛刀自女	加良刀自女	狛刀自女
	古刀自女	黒刀自女	鑑取	足嶋
	千継女	猪麻呂	廣嶋	古阿祢
↓				
史料Gにおいて進上された奴婢達 (表2の乙欄右側)				
史料Fで進上された奴婢44人から、死亡奴婢を5人削除した、計39人	史料Fで初めて登場した奴婢達			
	(削除)	史料Fで「未除本籍」の記述がある者		
	(削除)	国勝	若麻呂	(削除)
	(削除)	辛刀自女	加良刀自女	狛刀自女
	(削除)	黒刀自女	鑑取	足嶋
	(削除)	猪麻呂	廣嶋	(削除)
※以上の10人は敗訴奴婢との血縁関係が示されている				
+				
史料Gで初めて登場した奴婢達				
布佐麻呂	大麻呂	飯村	大倉	宮麻呂
安麻呂	飯持女	刀美女	麻刀自女	満女
				古刀自女

史料Gで初めて登場した奴婢について
 ・布佐麻呂・古刀自女・大麻呂・刀美女については、本文中で正体を示した。
 ・残った飯村・大倉・満女・宇氣麻呂・安麻呂・飯持女・麻刀自女・宮麻呂の8人の正体が疑問である。

かであり、可是麻呂の奴婢であることが明確になったため、ABCに遅れて除籍された者たちであろうと考えられる。
 では、「未除本籍」の十二人はどのような者達であろうか。図1の乙欄の天平勝宝二年欄および表4を覗いていただきたい。「未除本籍」の十二人のうち十人がGにおいて勘籍を示され(図1では★で示した)、可是麻呂の奴婢であることが証明されている。
 このことから、これらの十二人は、可是麻呂がFを作成する時点で、

何らかの戸籍を確認できる史料で敗訴奴婢達と近い者を探し、生益と思われる奴婢達をピックアップしたものであると考えられる。そしてGを作成する際に、勘籍を示すことでより明確に自分の所有権を主張したのである。
 しかし、そのうち古刀自女と古阿祢の二人は、FからGに書き直される際に削除されている。それ以外の十人は全員、敗訴奴婢の子供であることを確かめた勘籍が示されていることから、削除された古刀自女と古阿祢の二人はそれができなかった、すなわち生益であることを証明できなかった者であると考えられる。これで、FからGにおいて削除された奴婢のうち、古刀自女と古阿祢については説明することができた。
 なお、Gで生益であることが証明されている十人が、未除籍であることから、生益等の除籍が完全には行われていないということが窺える。それでは、FからGに書き換えられる際に、前述したように除籍も済んでいるはずの、由多気・豊土・千継女・古刀自女・白刀自女の五人が削除されたのはなぜであろうか。ここで、図1の乙欄の天平勝宝元年欄に示した、豊土・千継女・古刀自女・白刀自女の四人が所属していた山背国乙訓郡山崎里戸主間人造東人戸に注目したい。
 この戸に同じく所属していたメンバーに奴數原(図1では◆を付けた)がいる。奴數原は、Bに記された敗訴奴婢であるが、史料Mにおいて、東大寺の命を受けて逃亡奴婢を捕まえている様子が記されているのである。すなわち、數原は実際に東大寺で使役されていたことになる。しかし、數原が東大寺に捕獲されたことを示す史料はな

藪原は、可是麻呂が東大寺に奴婢を進上した天平勝宝元年の時点で、すでに可是麻呂の手元実際に捕まっており、実際に東大寺に引き渡された可能性が高いと考えられる。

そう考えれば、豊土・千継女・古刀自女・白刀自女も天平勝宝元年の時点で実際に可是麻呂の手元にいた可能性がある。そして、自身の奴婢が欲しかった可是麻呂は、これら四人を手元に残すことにし、その代わりに実体のない奴婢を差し替えて進上したのではないか。それがGで初登場する奴婢達に含まれているのではないか。

なお、藪原が手元に残されずに東大寺に進上された理由は、藪原は史料Bに記された敗訴奴婢の一人であり、死亡したわけでもないのに突然進上奴婢のリストから削除すれば、疑問に思われる可能性があるためではないか。

その点、由多氣・豊土・千継女・古刀自女・白刀自女らの削除については、可是麻呂の奴婢であることを証明できなかったというようないふ説明をすれば、東大寺がわざわざ調べはしないだろう。すなわち、東大寺に進上せず手元に所有している奴婢がいることが東大寺に見つかり、進上するよう求められることを防ぐため、発覚しやすい藪原は東大寺に送られたのではないか。

最後に、Gで初めて登場する十二人はどのような人物か、考えていきたい。十二人のうち、布佐麻呂・総麻呂は、Nにより奈為女の子供であることがわかる。すなわち生益である。古刀自女もGで弓張の子供であることが示されているため、生益である。大麻呂は年齢からし

て伊賀臣大麻呂であろうか。そうであれば、誤記であると考えられる。刀美女はGで国勝・若麻呂の母であることが示されており、敗訴奴婢のような扱われ方である。敗訴奴婢の親族であると考えるのが妥当であろう。

正体がわかるのは以上の四人だけであり、これらの四人を除いた八人の正体は、まったく謎である。これは重要な問題点である。差し替え奴婢としてGで初登場した八人は、一体何者なのか。

以上のように、平田氏によるFGの関係についての説明に対する疑問点を考察し、その結果、Gで初登場する飯村・大倉・満女・宇氣麻呂・安麻呂・飯持女・麻刀自女・宮麻呂の八人の正体が疑問点として残る旨を述べた。

②可是麻呂の東大寺への貢賤の目的 東大寺への貢賤の目的は何であるか。先行研究では、武田祐吉氏が「宝の持ち腐れというようないふ感を懐かしめていたものを寺家の手に移した」とし、さらにそれが可是麻呂の榮達にもつながることであったと添えておられ、平田耿二氏は「自分の力ではとても戸賤の収容はできないと悟った可是麻呂は、戸賤を東大寺に施入することを決意し、(中略)逃亡奴婢の処置も東大寺に一任した。」とされた。⁶⁾

しかし、所有権を持て余すという感覚は納得し難いし、そう気軽に貢賤が行われていたとも考えられないのである。そのように考えると、やはり可是麻呂と東大寺が何らかの関係を元々持っていて、労働力を欲している東大寺に協力する形で貢賤が行われた、と考えるのが妥当

であろう。

さて、残った問題は次の三つである。

(1) 敗訴奴婢と大宅朝臣広麻呂・可是麻呂の関係

(2) 敗訴奴婢達は逃亡先で良として編貫されていたのか。また、もしそうならば、どのようにして奴婢達が良として編貫されることができたのか。

(3) 史料Gで初登場した十二人のうち、正体不明の八人はどう

いう奴婢か。

これらの問題については、次章で述べる。

四 茨田久比麻呂解の検討

まずは問題点(1)である敗訴奴婢と大宅朝臣広麻呂・可是麻呂の関係について考えたい。敗訴奴婢達がどのような立場の者であったかを知る手がかりとして、史料Lがある。これは、茨田久比麻呂という人物が、史料H I Jで東大寺に捕えられたことが記録されている敗訴奴婢達の名前をあげ、良身分であることを訴えた解文である。敗訴奴婢の立場を示す様な事柄が書かれてあるかもしれない。詳しく見ていこうと思う。

(1) 茨田久比麻呂解の解釈

L 天平勝宝三年三月十日「茨田久比麻呂解」(『大日本古文書』編年

文書 卷三 四九一―四九二頁)

□□□伊郡人夫茨田久比麻呂解 中大宅朝臣加是麻呂与久比麻呂争良人賤
 □□ 合捌人 見寺侍十七人 「入本」

□□忌寸族登与足

□背忌寸族三嶋売

山背忌寸族刀自売 女千繩、帳不除

輕部造伊与志

輕部造真屋足売 男安居磨 女毛知売 女多比売 已上三人帳除不

茨田奈為売 男麻呂 帳不除

茨田刀自売 男凉人 男大奈麻呂 男淨麻呂 女稻刀自女
 已上五人 帳不除

以前人夫、祖父祖母籍、自_二庚午年_一始五比七七比籍、附_二淨良人所_一レ貫、仍患隸状録、恐々謹以申、

天平勝寶三年三月七日

茨田久比麻呂

遊部足得

茨田石男

茨田大垣

この史料で論点となるのは、次の三点である。一つ目は「合捌人見寺侍十七人」の解釈について、二つ目は久比麻呂が自分たちを「人夫」と呼んでいることについて、三つ目は自分たちが良身分であることを主張している「以前人夫、祖父祖母籍、自_二庚午年_一始五比七七比籍、附_二淨良人所_一レ貫」という一文の解釈についてである。

①「合捌人 見寺侍十七人」の解釈 まずは一つ目の「合捌人 見寺

寺侍十七人」の解釈について考えたい。「合計八人」と「現に東大寺に居る十七人」という意味であろうが、それぞれ誰のことを指しているのか。

史料に書いてある敗訴奴婢の名前は大文字だけで七人、小文字で書かれた名前を全て合わせた場合で十六人である。つまり、「合捌人見寺侍十七人」の記述に対して人数が合わないのだ。欠けている一人はそれぞれ誰を示すのか。

まず「見寺侍十七人」について考える。表2の丙欄を見ていただきたい。Lで名前が書かれている十六人は、全員H I Jで東大寺に捕えられたことが示されている奴婢である。そして、H I Jに記された奴婢のうち、登与足Ⅱ豊足の娘、須手女だけがLに名があがっていない。これは書き落としてであろう。本来は須手女もLに書かれているはずだったのであり、須手女を合わせて十七人であると考えられる。

それでは「八人」は、敗訴奴婢である大文字の七人に加えて誰を示しているのか。おそらく久比麻呂自身を入れて八人と捉えるのが妥当であろう。

そうすると久比麻呂は、まだ東大寺に捕まっていないながらも、東大寺に良身分を主張しているということになる。彼が除籍されているのかどうか、東大寺に進上されているのかどうかはわからないが、Lに見える茨田奈為売・茨田刀自売と親族関係である可能性も高く、おそらく彼も敗訴奴婢の親族であろうと考えられる。

しかし、久比麻呂は東大寺に捕まっていないならば、自ら訴えを起

こしてわざわざ目立とうとするだろうか。賤民にされかねない危険な行動である。久比麻呂が自分のことを良人だと信じていて勝訴する自信を持っていたという可能性もあるが、おそらく親族も連行されてしまい、久比麻呂自身も東大寺から逃げられないという危機感を感じ、最後の抵抗にでたのでであろう。

ただし、久比麻呂は他の史料では見当たらない。彼が敗訴奴婢の親族として東大寺に進上されたとすれば、いつ進上されたのであろうか。思い当たるのは、書きなおされた史料Gにおいてもまだ、死亡奴婢が含まれているなどの不備があったことである。その差し替えが行われていたとしてもおかしくはない。

つまり、久比麻呂は敗訴奴婢の親族であり、Gの不備に対する差し替え奴婢として、Gが書かれた後に可是麻呂から東大寺に進上された奴婢であろう。そして、もしそうならば、前節で問題点としてあげた、差し替えられてGで初めて登場した八人の正体も、敗訴奴婢の親族・生益である可能性が高くなったと言える。

②「人夫」という表現 では二つ目の論点である「人夫」という言葉は、どのような意味合いで使われているのだろうか。「人夫」という言葉は、『続日本紀』の靈龜二年四月乙丑の詔・養老六年閏四月乙丑官奏や、軍防令53、田令34等の史料で見られるが、これらから「人夫」の立場を特定することは困難である。「人夫」の解釈については諸説あるが、平田氏は、「人夫」とは、公的な機関に使役されている者達を指す言葉であろう、とした⁷⁾。私もこの意見に賛成したい。

注目すべきなのは、次に示す天平宝字二年十二月二十二日「筑前国早良郡人夫三宅連豊継解」（『大日本古文書』巻十四（追加八）二七〇—二七二頁）を見る限り、この言葉は奴婢には使われないようであることだ。

筑前国早良郡人夫三宅連豊継解 申下進二奴婢等一券立上事

合伍人 奴婢三人 酬直稻肆仟陸佰束 准銀一百一十五兩

奴賀比麻呂年卅一 直稻壹仟貳佰束

奴奄美年十五 直稻玖佰束

奴梗麻呂年十五 直稻玖佰束

婢宅売年卅七 直稻壹仟束

婢小黑売年六 直稻陸佰束

右、観世音寺之稲代物進納既畢、仍録二事状一、依レ式立券、以解、

天平宝字二年十二月廿二日

奴婢主三宅連豊継

母早良勝飯持売

（後略）

この史料は、「人夫」である三宅連豊継とその母である早良勝飯持売が、観世音寺の稲を弁償するため、自分達が所持する奴婢を観世音寺に進上したことを示している史料である。この史料では、「人夫」と奴婢は立場が明確に区別されている。つまり、「人夫」という言葉は奴婢には使われないものであり、久比麻呂は、自分たちは良身分であつて奴婢ではないということを主張するため、「人夫」という言葉を選んだ可能性がある。

なお、上には人夫達の姓が示されているが、賤身分の者は無姓である。久比麻呂が自分達の良身分を主張するために姓を書いたことが窺える。

③「祖父祖母籍」「五比七比籍」の解釈 それでは、三つ目の論点である「以前人夫、祖父祖母籍、自二庚午年一始五比七比籍、附二浄良人所レ貫」の解釈を考えたいと思う。ただし、その前に、先行研究の解釈を確認しておきたい。ここでは、神野清一氏と山尾幸久氏の解釈を記す。⁸⁾

「五比七比籍」については、庚午年籍から数えて五比目である和銅元年籍（七〇八）と七比目である養老五年籍（七二二）を示しているという解釈で二氏は一致しており、私も同意見である。問題はなぜこの二つの籍があげられているのかということ、祖父祖母に関する主張をどう理解するかということである。

神野氏は、久比麻呂らはこれらの戸籍を実際に確認しているはずであるとし、戸籍が三十年で廃棄されてしまうことを考えると、まだ和銅元年籍が実見できる頃、つまり敗訴奴婢達が除籍された頃に、可是麻呂と争っていた登与足らがこれらの籍を確認していたのだと述べておられる。

そして、登与足らの祖父父母が良人として記されていたのが養老五年籍までであると考えられるため、当時登与足らが実見できた戸籍のうち、和銅元年籍から養老五年籍までが、先祖から良身分であつたという登与足らの主張を証明できる戸籍であつた、とされている。久比麻

呂は、かつての登与足らの主張を継いでいるのだ。

一方で山尾氏は、この二つの戸籍があげられているのは、単純に人夫達がどちらかの戸籍まで良人として記されていたためであるとしている。そして彼らの良身分主張の根拠は、祖父祖母が良人であったという訴えにこそあるとされている。山尾氏の説は次のようである。

すなわち、人夫達の祖父祖母は、かつて大宅家に隷属していた旧ヤツコであったが、庚寅年籍において正當に良人になった。ところが、後々になってともと隷属していた大宅家に訴えられ、敗訴してしま、人夫達は賤身分になってしまった。そこで人夫達は、かつて正當に良身分が認められたはずの祖父祖母の名をあげることで、自分の良身分を主張しようとした。

しかし、山尾氏のこの意見には賛成し難い。祖父父母の代に正當に良民になったのであれば、人夫達はその旨をもつと明確に書くであろう。

私見は以下の通りである。まず、二つの戸籍は、人夫達が実際に確認できる戸籍だったからこそあげられたのであると思う。ただし、神野氏が言うように、七三八年頃に登与足らが確認した記録を元にしてあるかどうかは疑問である。なぜなら、解文が書かれた天平勝宝三年の時点で、久比麻呂自身がこれらの戸籍を確認することが可能だからである。

確かに神野氏の言う通り、久比麻呂が訴えを起こしたのは七五一年であり、五比籍はすでに廃棄されていたはずである。しかし、その一年前の七五〇年、可是麻呂も和銅元年籍を見ていたではないか。図2

を見ていただきたい。

史料Gで東大寺に進上する奴婢の血縁関係を示した際に、「和銅元年勘」という記述がなされている。もちろん戸籍そのものを見たわけではなく、広麻呂訴訟の際に行われた勘籍の記録が残されていたのであろう。そしてこの訴訟関連資料は、まとめて刑部省が所持しており、裁判の当事者は、求めれば閲覧できる状態だったので考えられる。そうだとしたら、久比麻呂が勘籍の書類を見ているもおかしくないのである。

実際、可是麻呂がGで示した勘籍は、和銅元年勘・養老五年勘・天平十一年勘・天平十二年勘の四つであり、敗訴奴婢達が敗訴する前のことを示しているのは、和銅元年勘と養老五年勘の二つのみである。久比麻呂はこの、敗訴奴婢達が敗訴前に良人として編貫されていたことを示す二つの戸籍を訴訟の根拠にしようとしたのであろう。

なお、祖父父母のことが書かれているのは、単純に二つの勘籍に祖母が載っていたからである。先祖から良人だったという主張である。しかし、そもそも史料ABCに記された敗訴奴婢達は、良人として戸に付けられていたところを訴えられて敗訴した結果、奴婢になったのであって、彼らが敗訴・除籍前は良人として戸に付けられていたことは周知の事実でしかなく、裁判における有効性は無かったと思われる。そして人夫達は敗訴したのであろう。

つまり、茨田久比麻呂は、敗訴奴婢の親族であり、自分達の良身分を主張するために訴訟を起こした。その際、敗訴前の和銅元年籍と養

老五年籍の内容が残されていたため確認したところ、祖父祖母が良人として戸に付けられていたことが確認できたため、その戸籍を自分達の良身分を訴えるための根拠にしようとしたのであろう。

この私見が正しければ、やはり敗訴奴婢達は良人として編貫されて暮らしていたことになる。しかし、久比麻呂解からは、敗訴奴婢達がいつから良人であったか、また、広麻呂・可是麻呂とはどういう関係であったかを示すような記述は見られなかった。

(2) 可是麻呂の貢賤における問題点の考察

①史料Gで初登場した奴婢の正体 以上のように茨田久比麻呂解文の解釈を示した。その結果、前節で可是麻呂の貢賤を考えた際に問題点としてあがった、史料Gで初登場した十二人のうち、正体不明の八人はどういう奴婢か、という疑問に対して、敗訴奴婢の親族・生益である可能性が高いという結論が出た。

もしGで初登場した十二人のうち、正体のわからない八人も、全員敗訴奴婢の親族や生益だとしたら、Fの時点で進上されなかった敗訴奴婢の親族や生益が少なくとも十二人存在し、さらに六十一人に合わせて十二人が登場したということを考えると、実際には、敗訴奴婢の親族は、もっと多く存在する可能性も大いに考えられるということになる。

つまり、可是麻呂は大勢居る敗訴奴婢の親族や生益の全てを厳しく捕えようとしたわけではなく、一部を東大寺に進上しただけであり、差し替える必要が無ければ、他の生益は放置されているということである。

このことは、前節でFGの説明をした際にも述べたが、敗訴奴婢の親族の除籍は完全には行われていないことを表している。その一番の原因は、刑部省に敗訴奴婢とその子孫の除籍を命じられたはずの各国司が、その作業を完全に行っていないことであろう。

国司は自国の民が減ることを喜びはしないであろうし、何より、敗訴奴婢の親族を全て探し出すのは困難であろうから、あまり積極的に取り組まれなかったのかもしれない。そして可是麻呂もまた、それを徹底的に追及することは諦めているようである。逃亡奴婢の管理における限界が窺える部分ではないだろうか。

②敗訴奴婢と大宅朝臣広麻呂・可是麻呂の関係 敗訴奴婢と大宅朝臣広麻呂・可是麻呂の関係を考えるべく取り上げた茨田久比麻呂解文であったが、彼らの関係はどう説明できるだろうか。

ここで注目したいのが、山尾氏による、庚寅年籍における良賤決定に納得のできない者が訴訟を起こしているという発想である。実際、庚寅年籍は部曲が廃止されて初めての戸籍であり、良賤が定められた戸籍でもあることから、良賤決定において国の利益と豪族の利益が対立したということは原秀三郎氏も述べておられる通りである。¹⁰⁾

こういった庚寅年籍における良賤決定に不満を持つ者の訴えの例として、紀寺の奴の従良要求訴訟があげられる。『続日本紀』天平宝字八年(七六四)七月丁未条に、紀寺の奴益人らの訴えが記されている。

(前略) 紀寺奴益人等訴云、紀袁祁臣之女梗売、嫁二木国氷高評人内原牟羅一、生二児身売・狛売二人一。蒙レ急、則臣処分、居二住寺

家一、造^二工等食^一。後至^二庚寅編戸之歳^一、三綱校^レ数、名爲^二奴婢^一。因^レ欺、久時告^レ愆、分雪無^レ由。空歴^二多年^一、干^レ今屈滞。幸
 属^二天朝照^一臨寓内^一、披^二陳鬱結^一。付望、正^レ名者。(後略)

奴益人の主張によれば、本来良身分であつたはずの梗売は、紀寺で使用人として働くうちに、庚寅年籍において賤身分とされてしまったらしい。これはその良身分を訴えるための訴訟であり、後日、益人を含む七十六人の紀寺奴婢が良身分を認められた。

これと同じような従良要求訴訟は他にもいくつがある。その一例として、神野氏は、法隆寺の冤枉奴婢による従良要求訴訟や飛鳥寺の賤による従良要求訴訟について解釈を述べておられる。¹⁾

それによると、法隆寺の冤枉奴婢は、元上宮王家の使用人であつた人達であり、上宮王家が滅亡した際に、四天王寺等の寺にひきとられ、寺家任丁として働いていた。ところが、世代が変わるうちに寺奴婢と同様の扱いを受けるようになり、おそらく庚寅年籍において、賤身分にされてしまったらしい。

また、飛鳥寺の賤も、元は蘇我本宗家の部民であつたが、蘇我本宗家が滅亡した後、寺の使用人として働くうちにその子孫が賤身分にされてしまったようだ。このように、もともとは寺家の使用人として働いていた良人が、造籍の時点で賤身分とされてしまうことがあつたようである。

以上のような冤枉奴婢の存在をみると、広麻呂・可是麻呂に訴えられた人々も、こういった人々である可能性が考えられる。山尾氏は、

庚寅年籍で良となつた者達が訴えられた、と言つておられるが、その逆で、もともとは大宅家に私的な契約の下で仕えていた良人達が、庚寅年籍の時点で賤にされてしまったのではないか。

それを知つた元良人達は、まだ強い支配を受ける前に皆逃亡した。そう考えれば、あれだけ多くの奴婢が一斉に逃亡したというのも納得がいく。しかし彼らは賤として戸籍に登録されたままであるから、その後の裁判では勝てなかつた。

つまり、庚寅年籍における良賤の決定には、国による強引な身分支配確立への動きと、労働力を多く持ちたい豪族による抵抗の影響が大きく出ており、その結果に不満を抱く者も少なくなつたと考えられる。

③敗訴奴婢達の逃亡先での立場 さて、可是麻呂の貢賤について考えた際にあげた疑問点のうち、残つたのは、敗訴奴婢が逃亡先で良として編貫されていたのかどうか、また、良であつたとすれば、どのようにして奴婢達が良となつたのか、という疑問である。

敗訴奴婢達が逃亡先で良人として編貫されていたらしいことは前項で述べたが、それではどのようにして彼らは良身分を認められたのだろうか。このことについては、次の節で述べる。

五 逃亡・浮浪政策

どうすれば、逃亡奴婢が、逃げた先で良民として戸に付けられることができたのであろうか。このことを考える際に参考にしたのは、逃亡・浮浪政策である。良民と賤民では逃亡に対する処置も違つたで

あろうが、逃亡先での程度厳しく出自を追求されるのか、ということがわかれば、逃亡奴婢の逃げ道も見つけられるだろう。

逃亡・浮浪に関する制度の概要は、次のようなものである。

まず、『日本書紀』では、天智天皇九年（六七〇）二月条に「二月、造三戸籍^一。断^三盜賊興^二浮浪^一。」、持統天皇三年（六八九）八月条に「閏八月辛亥朔庚申、詔^二諸国司^一曰、今冬、戸籍可^レ造。宜^下限^二九月^一、^二亂中捉浮浪上^一。」とあり、この時期は、造籍の前に浮浪達が探し捉えられていたことがわかる。

ここで、造籍の際に利用される手実について確認したい。『令義解』戸令18の造計帳条に「凡造^二計帳^一、（中略）責^三所部手実^一。」「其戸籍亦責^三手実^一」とあるように、手実は戸籍や計帳を造る際に作られる帳簿であり、同条で「古記云。手実。謂^三戸主所^レ造計籍^一也。」と説明されている。すなわち、まず各戸主に手実という自己申告書を提出させ、その内容をもとに計帳や戸籍を造るのである。つまり、逃亡人は造籍まで捕まらずに逃げ切れば、手実は自己申告であるから正体を偽ることが可能であり、逃亡先で新たな戸籍に付けられることも可能だったようである。

さらに、戸令10の戸逃走条では、次のように逃走政策が定められている。

凡戸逃走者。令^三五保追訪^一。三周不^レ獲除^レ籍。其地還^レ公。未^レ還之間。五保及三等以上親。均分佃食。租調代論。戸内口逃者。

同戸代輪。六年不^レ獲。亦除^レ帳。地進^二上法^一。

この条によって、戸が逃走して三年間捕まえられなかった場合は帳から除き、土地は公に返すことと、戸口が逃走した場合は六年間捕まらなかった場合に帳から除かれることが定められている。また、戸令17の絶貫条では、帳から除かれて無貫となった逃亡人たちについて、次のように定められている。

凡浮逃絶^レ貫、及家人奴婢、被^レ放為^レ良、若訴^レ良得^レ免者、並於^二所在^一附^レ貫。若欲^レ還^二本属^一者聽。

無貫となった浮浪・逃亡人や良民となった元家人・奴婢は所在地を本貫にすることが定められている。ただし元の本籍地に帰ることを望んだ者は、帰ることが許された。

このように見ると、逃亡に対する処置は厳しくなく、逃亡先で新たな戸に付けられて生活することは、それほど難しくなかったように見える。

しかし、やはり基本的には本貫地に連れ戻すことを原則にした規則であるし、特に奴婢に関しては、捕亡令7の官私奴婢条・捕亡令8の捉逃亡条・捕亡令9の逃亡奴婢条など、逃亡奴婢を捕まえた者への褒賞や処置を定めた法律が多いことから、政府は逃亡奴婢を本籍地に連れ戻すことに力を入れており、逃げ切ること自体が簡単ではなかった様子がわかる。また、戸令10の戸逃走条に示された、三周年法と呼ばれる法令がどの程度実行されていたかは疑問である。

つまり、八世紀初頭までは、逃亡・浮浪は、本籍地に連れ戻すことが原則であるが、何年も捕まえられなかった場合は、本籍地の籍から

除かれ、所在地で戸籍に付けられることが定められていた。また、籍から除かれる前でも、造籍の際に上手く立ちまわれれば、逃亡先で戸籍に付けられることが可能であったと考えられる。

なお、本格的な逃亡・浮浪政策が始まるのは、和銅八年（靈龜元（七一五））である。『続日本紀』同年五月条、「類聚三代格」卷十七・弘仁二年八月十一日太政官符によると、他郷に浮浪して課役を逃れようとする百姓が多いので、その浮浪した先に三カ月以上居る者は、その国の法に従って調・庸を納めさせることが定められた。

その際、その者たちの本貫の国・郡と姓名を記録して上進するよう定められており、鎌田氏は、これが後の「浮浪帳」に類するものであると説明されている。¹²

その後、養老五年（七二二）格¹³によって、捕まった浮浪のうち、本貫地に帰ることを願う者は帰らせて、無貫の者（または本貫地を申請しない者）は、当所に編附することが定められた。当所編附政策である。しかし天平八年（七三六）、当所編附をやめて、別に名簿を作り、その土地で課役を負担させることが定められ、再び「浮浪帳」政策へと戻る。

宝龜十一年（七八〇）格¹⁵では、浮浪を厳しく調べて本籍地へ返すことを促す一方で、他国からの浮浪で留まりたいと願う者は当所に編附することが定められ、国内・他国を区別した政策がとられたことがわかる。

また、「伊勢国司解僦」（中略）但詔諛之徒、詐冒¹⁴帰属¹⁵。尋勸¹⁶籍帳¹⁷、既是不¹⁸レ合。雖¹⁹レ加²⁰推詰²¹、猶称²²土民²³。仍勸²⁴歴名²⁵、具載²⁶別卷²⁷者。」という記述があり、伊勢国が自国の民でない者の処置を政府

に任せている様子がわかる。他国からの浮浪に関して、国司はその出自等を調べる術を持たなかったようである。

最終的には延暦四年（七八五）、浮浪を厳しく捕まえて本籍に戻すことと、他国からの浮浪ならば天平八年格に従って（浮浪帳を作って）口分田を与えて税を納めさせることが定められた。¹⁶ なお、延暦四年格には「戸口不¹⁷レ減。調庸増益。而国郡司顔面阿縦。并私隱没為¹⁸三己利¹⁹。」とあり、各国郡司は他の土地からの浮浪によって自国の戸口が増え、調庸が増えることを利用し、他国からの浮浪を黙認して、自分の利益を増やしている、といった様子が窺える。

以上のように逃亡・浮浪政策を確認したが、広麻呂訴訟における敗訴奴婢達が逃げたのは、和銅元年勘が行われていることから、七〇八年頃であると考えられるため、浮浪帳も細かい規定もまだ無い、比較的管理がルーズな時期であったと考えられる。本籍地から除籍され、当所編附されるという制度が、実際にどの程度実行されていたかはわからないが、新たな造籍の際に逃亡先に編附されることができたのは確かであろう。

そして問題なのは、奴婢が逃亡先で良人として編附されることが可能なのかということだが、逃亡人の出自は自己申告で、国司が他国出身の者の出自を詳しく調べることは難しかったようであるし、国司は戸口が増えることを歓迎し、浮浪を黙認していたようであるから、逃亡先で編附される際、奴婢であるかどうかの確認等はあまりされなかったと思われる。奴婢が自らを良民と偽っても、逃亡先の国司はそれ

を積極的に追及もしなかったであろう。

つまり、逃亡にさえ成功すれば、奴婢が逃亡先で良民として暮らし、ていくことは可能であったと考えられる。

おわりに

以上のように、大宅朝臣可是麻呂の貢賤について検討した結果、次のような私見を示した。

〈1〉大宅朝臣広麻呂・可是麻呂に訴えられて敗訴した奴婢達は、もともとは私的な契約の下で大宅家に仕えている良人だったが、庚寅年籍造籍の際に賤身分にされてしまったため逃亡した、と考えられる。

〈2〉逃亡した敗訴奴婢達は、逃亡先で良民として戸に付けられて暮らしていた。

〈3〉可是麻呂は、実態のない敗訴奴婢達を東大寺に進上したが、進上奴婢を記した文書には不備が多く、書き直しを要求された。書き直した結果、死亡奴婢等を削除したために人数が減ってしまい、その分の人数の穴埋めのため、敗訴奴婢の親族を新たに差し替えて進上した。それらの差し替え奴婢は敗訴奴婢の親族であるにも関わらず、数を合わせる必要が無ければ放置されていた。実際、多くの敗訴奴婢の親族や生益が、未除籍のまま放置されている。

〈4〉東大寺奴婢は比較的厳しい管理下にあったはずであるにも関わらず、東大寺は大量の逃亡奴婢を捕まえられていないだけでなく、東大寺奴婢の構成を記した書類に信憑性がない等、奴婢管理の甘さ・限

界が窺える。

これらのことから、次のようなことが言える。

I 庚寅年籍で人民の良賤を定めた際に、良賤の区分が明確なものではなかったため、その結果に不満を持つ者が存在し、訴訟を起したり逃亡したりしている。

II 逃亡先では、元が奴婢であるかどうかを厳しく調べられることはなく、逃亡にさえ成功すれば、良民として戸に付けられることはそれほど難しいことではない。

III 敗訴奴婢の生益が除籍されていなかったり放置されていたりと、逃亡奴婢に関する管理が厳密でない。

以上のことから、律令良賤制度における良賤区分の曖昧さが窺えると同時に、奴婢の逃亡は、制度面ではそれほど厳しく管理されていなかったと考えられる。

本論文では、律令良賤制度の実態、なかでも八世紀奴婢の存在形態を探るべく、八世紀の東大寺奴婢文書を元に、主に大宅朝臣可是麻呂の貢賤にまつわる事柄に関して、考察を進めてきた。

その結果、東大寺は比較的厳密な管理が行われていたと思われるにも関わらず、奴婢の構成を書いた書類の信憑性が低かったり、大量の逃亡奴婢を捕まえていなかったりといった、奴婢の管理の限界が窺えた。また、一般論としても、国司の他国からの逃亡奴婢に対する管理の限界や、造籍の際に良賤区分が変わり得るといふ曖昧な良賤区分が見えた。

もちろん、逃亡が簡単なことだったとは思わない。また、逃亡に成功したとしても、身分の世襲が定められている限り、完全に良民になることはできず、いつでも引き戻される可能性はある。しかし、制度面だけで言うと、逃亡奴婢に関する管理はそれほど厳密でもなく、奴婢が逃亡先で良民として生活することも不可能ではなかったようである。

また、こういった良賤の区分が曖昧な状態を考えると、奴婢に対する精神的な区別意識、すなわち差別意識・卑賤意識の類の感情もあまり強くなかったと考えられる。

奴婢は金銭で売買される存在であるし、重労働や自由の無さから逃亡を企む奴婢が数多く存在したことは想像に難くないが、それらの奴婢を使役している良民は、あくまで労働力として奴婢を使っているだけであり、奴婢そのものに強い差別意識を持っているわけではなさそうである。

その証拠に、人々は良賤が入れ替わることにそれほど神経質にならず、元奴婢が良民として生活していてもそれほど気にしない。また、良賤間の子供も生まれ続けている。つまり、あくまで身分としての区別であり、意識における区別というのはそれほど強くなかったのではないかと考えられる。

つまり、奴婢という身分に求められるのは労働力のみである。奴婢逃亡先で良民として受け入れられるのも国司は課口が増えれば良いからであり、庚寅年籍が造られた際に良賤が曖昧になったのも、労働力を求める様々な立場が衝突したためである。逃亡奴婢の存在が良賤制

度を廃止に追い込んだという側面もあるだろうが、むしろ、それだけ労働力が求められた時代だからこそ、課口の増加を願う政府はやがて奴婢の増加を防ぎだし、最終的に奴婢の廃止に繋がっていったのであろう。

【註】

- (1) 神野清一「奴婢の逃走と良賤制の崩壊」(『律令国家と賤民』吉川弘文館、一九八六年二月)、吉田晶「律令的奴婢制の矛盾とその展開」(『日本古代社会構成史論』塙書房、一九六八年六月)等の論文において、神野氏と吉田氏は、逃亡奴婢に注目し、奴婢自身の抵抗によって、律令良賤制は解体に向かっていったのであるということ述べておられる。
- (2) 『大日本古文书』家わけ第十八 東大寺文书 東南院文书之三
天平十八年七月十一日「近江国司解」(九六一九七頁)
天平勝宝二年一月八日「但馬国司解」(六二一六三頁)
天平勝宝二年四月二十二日「美濃国司解案」(九九一〇一頁)
- (3) 平田耿二「良賤訴訟と戸籍」(『日本古代籍帳制度論』吉川弘文館、一九八六年四月)
神野清一「放賤従良」と奴婢の従良要求訴訟」(『日本古代奴婢の研究』名古屋大学出版会、一九九三年十二月)
山尾幸久「庚寅年籍と良賤の区分―茨田久比麻呂の解文の検討―」(『立命館文学』五三七号、一九九四年十二月)
- (4) 右京へ転居した奴婢がいたため、最終的な除籍作業は右京も含めた三國でなされた。平田耿二注(3) 論
- (5) 武田祐吉「大宅朝臣可是麻呂の貢賤について」(『国学院雑誌』二九四、角川書店、一九七三年)
- (6) 平田耿二注(3) 論文
- (7) 平田耿二注(3) 論文

- (8) 神野清一注(3) 論文、山尾幸久注(3) 論文
- (9) 「天平十一年勘」は、「天平十二年勘」の誤りであると考えられる。造籍が行われたのは天平十二年である。岸俊男「古代村落と郷里制」(『日本古代籍帳の研究』塙書房、一九七三年五月)
- (10) 原秀三郎「大化改新論批判序説」(『日本古代国家史研究』東京大学出版会、一九八〇年)
- (11) 神野清一注(3) 論文
- (12) 鎌田元一「律令国家の浮浪対策」(『律令公民制の研究』塙書房、二〇〇一年三月)
- (13) 『類聚三代格』天平八年二月二十五日勅
- (14) 『類聚三代格』天平八年二月二十五日勅
- (15) 『類聚三代格』宝龜十一年十月二十六日太政官符、『続日本紀』宝龜十一年十月条
- (16) 『類聚三代格』延暦四年六月二十四日太政官符

【付記】

本論文は、二〇一一年一月に提出した卒業論文に加筆したものである。とくに第二章第三節を中心に、榮原先生から多くの先行論文についてご指摘をいただいたが、十分に生かすことができなかつた。この点、各位におわびしたい。